

兵庫県弁護士会の活動

EVENT 全国投資被害110番

2025年2月25日～27日

先物取引被害全国研究会の呼びかけで、「全国一斉投資被害110番」を行いました。

毎年実施されている電話相談ですが、この度は、神戸本部3件、阪神支部1件、姫路支部3件(ほか面談1件)という結果でした。昨年に引き続き、SNS経由でつながった人物から、投資に勧誘されて被害を受けたというケースが多く見られました。このようなケースでは、加害者を特定しようとしても、SNS事業者が、加害者のアカウントの契約者情報(電話番号等)を開示しないため、加害者に対する民事責任の追及が事実上不可能になっている実態があります。

かかる状況は、加害者の不当な利得確保を容易にすることになり、被害回復の観点はもちろん、同種被害の予防の観点からも非常に問題が大きいと言えます。

今後も、加害者特定のための情報開示について、SNS事業者へのはたらきかけを行うなど、被害撲滅のための活動を継続したいと思います。



EVENT 全国一斉「暮らしとところの相談会」

2025年3月9日

自殺対策強化月間である3月、日弁連の呼びかけで、自殺対策の一環として、解雇や賃金未払いなどの労働問題、生活保護、多重債務に関する電話相談会である全国一斉「暮らしとところの相談会」を実施しました。

日頃から実施している夜間電話法律相談の時間と合わせて、日曜日の午後1時～午後8時の間、弁護士と精神保健福祉士でペアとなって、2回線で合計20件の相談を受け付けました。自殺予防週間である9月にも同趣旨の相談会を実施しており、今後も同様の取り組みを継続していきたいと考えております。

EVENT 遺言の日記念行事

2025年4月15日

4月15日(火)午後1時～午後3時、弁護士会本館4階講堂にて、「遺言の日」記念行事が開催されました。桂阿か枝さんによる落語で場を暖めていただき、神戸地方法務局の担当者から、「自筆証書遺言保管制度」についてご説明いただきました。その後、「遺言・相続」に関する無料相談会を実施いたしました。



EVENT 7月 姫路支部「市民法律講座」

姫路支部では市民の方に法律を身近に知っていただくべく、年6回、市民法律講座を実施しております。2025年(令和7年)5月17日(土)には、千葉真嗣会員による「第1回 遺言」が開催されました。7月12日(土)には、「第2回 遺産分割～遺産分割協議の進め方～」と題して、遺産分割はどのように進めていくのかについて、具体的なエピソードも交えながら、一度聞けばわかるような身近な言葉で平田元秀会員が解説します。遺産分割のことを考えていただく良い機会だと思います。ホームページにてご確認の上、お気軽にお越しください。



EVENT 7月 夏季特別企画「弁護士に会ってみよう」

7月22日(火)～8月29日(金)

弁護士の仕事に興味、関心がある中学生・高校生・大学生・専門学校生の方を対象に、弁護士が直接お会いし、弁護士の仕事ややりがい、弁護士になるための方法などについてお話しします。将来の職業として弁護士を考えている方だけでなく、弁護士の仕事や活動を知りたいという方にも、弁護士をより身近に感じ、その仕事をより具体的にイメージすることができる機会となりますので、ぜひご参加ください。お申込方法等詳細は兵庫県弁護士会ホームページでご案内しています。



2025(令和7)年度 兵庫県弁護士会会長ごあいさつ

皆さん こんにちは。

2025年度兵庫県弁護士会会長を務めております中山稔規(なかやま としのり)と申します。

兵庫県弁護士会は、兵庫県下に法律事務所を構える弁護士や、企業等で仕事をしている弁護士が所属している団体です。実は、弁護士は弁護士会に所属しなければ仕事ができないことになっておりますので、兵庫県下に拠点をもちて活動している弁護士は、必ず兵庫県弁護士会に所属しているということになります。

ところで、皆さんは弁護士というと、どういうイメージを抱かれていますでしょうか。弁護士という資格や守るべきルール、その所属する弁護士会の組織等は、弁護士法という法律で定められています。弁護士法では、弁護士の使命について、「基本的人権を擁護し、社会正義を実現すること」と明記されております。ですから私たち弁護士は、皆さんの人権を守るための活動や、社会正義の実現に向けた活動をしている者となります。私たち弁護士は、その活動の一環として、皆さんの身近な問題や皆さんの職場である企業、団体が抱える問題の解決に向けて、皆さんのご相談をお聞きし、法的に解決するお手伝いをしております。

そして、弁護士会は、皆さんや企業、団体が弁護士に相談する為の窓口となっております。弁護士に相談するのは大袈裟だとか、相談するのは恥ずかしいとか、弁護士に相談しない理由を考えるのではなく、まずは弁護士会にご連絡いただければと思います。弁護士にお知り合いがおらず、弁護士に相談する事ができない方と弁護士を繋げる役割を弁護士会は担っております。また、弁護士会は、様々なイベントも企画しております。当会ホームページにも各種イベント企画を掲載しておりますので、是非ともご確認いただき、さまざまなイベントに参加していただければ幸いです。

最後になりますが、兵庫県弁護士会は皆様や企業団体に寄り添った身近な存在であり続けたいと思っております。1年間どうぞよろしくお願いいたします。



会長ごあいさつ
(YouTube)



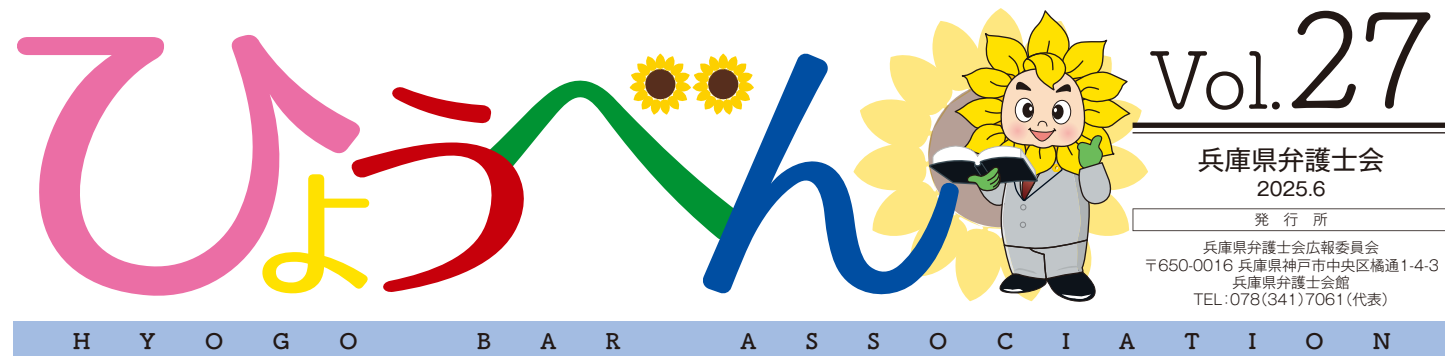
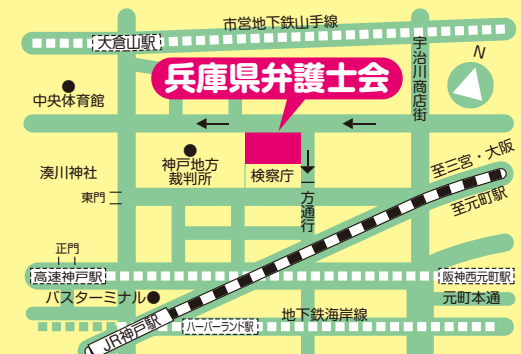
どの窓口かわからない場合でもまずは、兵庫県弁護士会までお電話ください。



兵庫県弁護士会

〒650-0016 神戸市中央区橋通1-4-3

TEL:078-341-7061



姫路商工会議所 齋木会頭に聞く

「地域経済の発展」という共通目的に向けて相互協力を



姫路商工会議所
会頭

齋木 俊治郎氏

(さいき しゅんじろう)

1953年(昭和28)年、兵庫県姫路市生まれ

山陽色素株式会社 取締役会長

2016年11月より姫路商工会議所会頭に就任

姫路商工会議所は、姫路市内で唯一の総合経済団体として地域の商工業者の多くが会員になっています。全国515の商工会議所と連携をとりつつ、地域経済の発展を目指して「企業力の向上」「地域力の向上」「会員サービス力の向上」を主な柱として事業活動を展開しています。

会頭の齋木氏に、姫路の地域経済の実情や弁護士へのメッセージなどを伺いました。

▶姫路商工会議所の地域での役割や活動について教えてください。

齋木 姫路商工会議所は、姫路経済の振興のために大正時代(1922年)に設立されました。担当エリアは平成の大合併前の姫路市で、姫路を中心とした播磨地域の経済発展のために活動しています。会員数は10年連続で増加しており、現在約8,000事業所です。管内の事業所数から見た会員数は約40%、日本の商工会議所の中でも上位の組織率です。商工業の振興と地域の発展を目的に、日々の経営支援のほか、会員の声を行政の政策に反映させるための要望・提言活動を行っています。

▶播磨地域というと重厚長大産業というイメージですが、現在の会員はどのような業種が多いですか？

齋木 播磨地域の工業製品出荷額は愛知県豊田市に続いて2番目で、それだけの経済規模・経済力を持っているエリアです。今の日本製鉄が広畑地区にできたのが昭和14年、そこから播磨臨海工業地帯へと大きく発展しました。出荷額でみれば、鉄鋼の後に、化学メーカーが続き、家電重電メーカーや自動車関係の電子部品製造工場も多くありました。時代の動向によって多少変化していますが、それらの企業群を支える建設工事などの企業も多

数あります。当所の会員も、ものづくり、飲食、サービス、建設など多種多様ですが、規模別ではやはり中小企業・小規模事業者の会員数が大半です。

▶最近増えている新しい産業、例えば、観光などはどうでしょうか？

齋木 今、当所が力を入れようとしていることの一つに、観光産業があります。姫路にとって新しい産業ではありませんが、地元では姫路城があるから人が来てくれるとただ単に考えていたことを昨今のインバウンド需要も含めて組織的に取り組む、事業が跨りますが観光の括りとしての産業にしていこうと取り組んでいます。DMO(観光地域づくり法人)である姫路観光コンベンションビューローや市と連携して本格的に観光のための人材を育成し、姫路城だけでなく周辺の観光資源を繋いで面としていく仕組みや仕掛けを作っていこうと動いています。

▶産業にしていこうというのは、具体的にどういったことでしょうか？

齋木 播磨の豊かな食材を楽しんでもらう、飲食業ですね。胃袋で人は動きます。それから歴史や文化も含めて当地の良さを紹介できるツアーガイド、短時間でなく播磨を周遊していただき、お



井上篤広報委員長、竹内彰副会長、齋木俊治郎会頭、
藤原唯人広報副会長

泊りをいただくためにどうすれば良いか、の方策の具体化に取り組んでいます。姫路にはビジネスホテルは多くありますが、観光客向けの宿泊施設がまだ少ない。4月に大阪万博が始まり瀬戸内芸術祭もあり、神戸空港には国際線のチャーター便が週に40往復運航します。いま神戸・明石・加古川・高砂・姫路を一体として観光ルートが出来ないかも考えています。申し上げた様に姫路の観光宿泊用ホテルに限界があるので神戸に泊まって姫路まで足を伸ばしてもらうことや姫路市内にも増えてきた民泊も活用出来れば更に良いと思います。

▶齋木会頭の本業のことをお聞かせください。顔料を作っておられる会社ですね。



齋木 1931年に創業した有機化学顔料の専業メーカーです。当時ドイツから輸入していた有機顔料を日本で初めて国産化したメーカーです。有機顔料は、塗料、インキ、プラスチック、繊維などに使われています。例えば、ペットボトルやインスタント食品のパッケージ、プリンターのインク、車の塗料、液晶テレビや車載カメラなど、実に様々なところで色の技術が生かされています。今は、国内より海外との商売が多く輸出比率は7割あります。

▶色というのは、昔から人類にとって必要なものですね。

齋木 生活を彩るファッションとしての役割もあるし、紀元前の洞窟絵画には宗教的な意味合いもあり、産業の分野では識別の目的を持った使い方もあったかと思います。今は液晶テレビやインクジェットなど新しい分野が拡大しています。余談ですが、戦中の話をすると日の丸の赤い色は陸軍と海軍では赤色が違っていたと聞いています。赤色でも、青みの赤とか、黄みの赤とか。我々は仕事の上で見分けがつかますが、当時は色を分けて管理していたことになります。

▶ところで、これまで弁護士とはどのようなお付き合い、関わりがありましたか？

齋木 弁護士になっている同窓生もいて、お付き合いはたくさんあります。仕事上では土地取引契約や、化学工業の場合はどうしても安全や環境対策は大きなウェイトを占めるので、それらの法的なアドバイスや手続きでお世話になりました。商工会議所の事業としては、月に2回、無料の法律相談を行っています。税理士相談と弁護士相談は需要が多いです。また、会報誌・ひめじ商工会議所報の「相談ひろば」へ顧問弁護士さんに寄稿いただいて、法的知識が不足しがちな中小企業向けに、法改正など知っておきたいタイムリーな記事を掲載しています。一

人親方など小規模事業主に關することでしたら、下請法は最近のトピックですね。

▶法律相談はどんな内容がありますか？

齋木 一番多いのは、契約に関する相談、商取引のトラブル関係の対応です。そのほか債権回収や資金繰り関係、クレーム対応や、知的財産に関するトラブルなども多いですね。経営者から寄せられた相談に対し、弁護士から専門的見地に基づく助言をいただき解決につながった、特にコロナ禍では法律面での対応が急務なケースもあり、相談して良かったとのお声をいただいています。

▶事業承継についての相談は増えていますか？

齋木 事業継承の相談もありますが、資金的なことをわかっている金融機関に繋ぐ場合もあれば当所でも対応することもあります。姫路は企業城下町として多様な中小企業が地域経済を支えていますから、事業継続を円滑に進める上での法務サポートが重要です。事業承継については、そもそも承継するのが良いのかも含めて考えていくべきで、単に事業を継ぐのではなく、将来的に事業をどうしたいかが大切ですね。

▶そのような相談や支援の際に、弁護士・弁護士会に期待することはありますか？

齋木 企業の業種や規模によって、弁護士との付き合いの深さはかなり差があります。顧問弁護士を持っている大手企業はいいですが、弁護士と接する機会が少ない中小企業のための支援をしっかりとやっていきたい。労務・契約・取引上のトラブルが経営を圧迫しないよう、会議所と弁護士会で協力して、早めの相談体制や予防法務の観点での支援を拡充したいです。また弁護士さんや弁護士会さんには、親身になって相談を受けていただければ有難いと思います。今後は海外への進出、取引もますます増えるでしょうから、国際取引や契約書のリーガルチェック、各国規制対応の助言など弁護士の力が必須だと思います。

▶私たち弁護士からすると、トラブルになる前に相談してほしいのです。法律を知らなくても、何かおかしいな、弁護士に聞いてみた方がいいな、というセンスを磨くことも私たちの仕事のひとつです。そのために普段から発信してコミュニケーションをとることが大切だと考えています。

齋木 おっしゃる通りです。当所では専門家による相談のほか、セミナーを開催しています。創業、DX、財務、税務、事業承継、社員研修など様々です。女性向け、飲食店向けなど切り口も工夫しています。後継者塾では、二代目社長さんたちが4カ月ぐらいの期間で密度の濃いセミナーに参加しながら横のつながりを作りつつ勉強しています。これらのセミナーの際には、法的な相談、トラブル未然防止の意味を参加者の方々にお伝えしたいと考えております。ただ、冒頭に話したように、組織率が約40%なので、会員以外の方への情報発信にも力を入れる必要があります。

▶なるほど。地域発展のためにぜひ連携していきたいです。今日は貴重なお話をありがとうございました。

(インタビュー日 2025年3月18日)

くらしの法律相談

従業員が業務中に交通事故 会社の責任はどこまでー損害賠償、ひとまず全額負担

Q 先日、従業員が勤務中に会社の車で事故を起こしてしまいました。会社はどこまで責任を負わなければいけないのでしょうか？

A 従業員が交通事故を起こした場合、会社が被害者に対して負う民事上の責任は、「使用者責任」と「運行供用者責任」の二つが考えられます。まず、会社に発生する責任で考えられるのは、民法第715条の「使用者責任」です。被用者(今回のケースは「事故を起こした従業員」)が事業執行で第三者に加えた損害について、その被用者の使用者(同「会社」)が賠償する責任をいいます。業務中の交通事故であれば会社はこの責任を負います。そして、被害者との関係では、従業員と会社の連帯責任となり、被害者の損害を会社が負担します。会社が負う責任は、車両の修理費といった物的損害、他人の生命または身体の損害など人的損害のいずれも含みます。

会社としては、事故原因は従業員の過失にあるので従業員にも責任を負担させることはできないかと考えるかもしれません。これは会社と従業員との間の「求償」の問題です。この点、会社が損害を賠償した場合、従業員への賠償額の請求は可能ですが、会社は従業員を利用することで利益を得ているため、信義則上、賠償額全額の求償は認められず制限されます。

なお、被害者に人的損害が発生している場合、人的損害について会社が運行供用者責任(自動車損害賠償保障法第3条)を負う可能性があります。これは他人に自動車を運転させて利益を得ている運行供用者(車の所有者も含む)に損害賠償責任を負わせるものです。一定の要件を証明しない限り責任を免れないため、運行供用者に該当すると、ほぼ責任が認められます。

結論として、従業員が業務中に会社の車で交通事故を起こしたとき、会社は被害者に生じた損害を全額負担する方向で対応せざるを得ないでしょう。従業員の負担については、基本的には、会社が賠償した全額を従業員に求償することは難しいです。交通事故の損害額は高額になりやすく、会社の負担も大きくなるため、一度、加入している自動車保険の契約内容の確認をお勧めします。

Topics

インターネットにおける誹謗中傷等への対応強化

近年、インターネットにおける誹謗中傷などが深刻な社会問題となっていますが、本年4月1日、それらへの対応強化のために、情報流通プラットフォーム対処法(以下「情プラ法」といいます。)が施行されました。

情プラ法では、プロバイダ責任制限法の内容を承継しつつ、投稿記事(人の権利を侵害するものに限ります。以下同じ。)の削除を、迅速かつ透明に行うための仕組みが整備されました。すなわち、大規模なSNSや匿名掲示板を運営する事業者に対しては、被害者が投稿記事の削除を申し出るための方法や削除の基準を定めて公表すること、被害者から投稿記事の削除の申し出があった場合には調査をして削除するか7日以内に判断すること、その判断の結果等を被害者に通知することなどが義務付けられます。この際に対象となる事業者は総務省が指定します。被害の申出は個人のみならず企業などの法人も可能です。この仕組みにより、法的手続をとらなくても迅速に投稿記事が削除でき、被害者の負担が軽減することが期待されます。

ただし、加害者に対する法的責任を追及するためには、従来のとおり発信者情報開示に関し、複雑な法的手続をとる必要があります。インターネットにおける誹謗中傷等への対応は容易ではありませんので、お困りの方はお気軽に弁護士までご相談ください。



兵庫県弁護士会公式チャンネル 動画アーカイブ

プテ法律解説シリーズ⑮
御社の広報戦略は大丈夫? もう始まっているステマ規制!

プテ法律解説シリーズ⑳
失敗しない遺言作成のポイント 無効になったら元も子もない

プテ法律解説シリーズ⑲
あなたの会社を存続させるために 事業承継のための5つのステップ

プテ法律解説シリーズ㉑
もしかして「パワハラ?」 大切な「時間外の連絡」のルール作り

こんなときは兵庫県弁護士会へ

兵庫県弁護士会では、様々な窓口を設け、市民の皆様のご要望にお応えしています。

兵庫県弁護士会

検索

訴えられたとき



裁判等の当事者対象の無料相談

民事・家事事件当番弁護士
078-341-5000

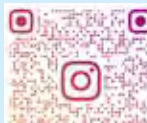
兵庫県弁護士会公式SNS



Instagram



X (Twitter)



HIMARIONHYOGO



Himarion_Hyogo

法律相談したい

総合法律センター

神戸
078-341-1717
西播磨
079-286-8222
阪神・伊丹・川西・宝塚
06-4869-7613
北播磨・山崎・南たじま・明石・淡路・丹波
078-351-1233

中小企業相談



売掛金の回収や事業承継など
中小企業にまつわる無料相談窓口

ひまわり中小企業センター
0570-001-240